

## 横須賀市社会的養護自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市が児童養護施設等に入所させた児童等に対し、社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第10号）の別紙社会的養護自立支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する自立の支援のための経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において「児童養護施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）及び児童自立生活援助事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、実施要綱に規定する支援の対象となる者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、居住の場を提供し、生活支援を行う児童養護施設等及び里親とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の規定により算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請の際に補助金等交付申請書に添える書類は、規則第4条第1号に掲げる事業計画書及び実施対象者一覧表（第1号様式）とし、同条第2号に掲げる書類は、省略するものとする。この場合において、事業計画書は、第2号様式による。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 実施対象者一覧表

(2) 事業実施報告書（第3号様式）

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けたものは、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

ならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 住居支援

支援対象者区分	施設	支給額（1人当たり）
就学・就労をしていない者、大学等に就学している者及び就労している者	児童養護施設	260,000円
	児童心理治療施設	390,000円
	児童自立支援施設	370,000円
	ファミリーホーム	180,000円
	里親	220,000円 ただし、2人目以降の支給対象者については1人につき43,000円
中退者	児童養護施設等及び里親	50,000円又は実費のいずれか低い額

備考

- 1 児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、定員外で支援を実施する場合に支給することとする。
- 2 中退者とは、措置解除後、一般賃貸住宅等に居住し、大学等に就学した者であって、疾病等によりやむを得ず中退し、中退から6か月を超えないものをいう。
- 3 中退者の支給期間は、6月分を限度とする。

## 2 生活支援

支援対象者区分	施設	支給額（1人当たり）
就学・就労をしていない者	児童養護施設等及び里親	50,540円
大学等に就学している者	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム及び里親	11,020円
中退者	児童養護施設等及び里親	50,000円

備考 中退者の支給期間は、6月分を限度とする。

第 1 号様式（第 5 条第 2 項、第 6 条関係）

実施対象者一覧表（申請・報告）

施設名・里親		
住 所		
電 話 番 号		
	対象者氏名	対象者の状況
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第 2 号様式（第 5 条第 2 項関係）

事業実施計画書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
施 設 種 別 里 親 ・ 施 設 名 施 設 長 名	
対 象 者 氏 名	
生 年 月 日	
実 施 期 間	
対 象 者 の 状 況	
希 望 す る 事 業 内 容	
備 考	

第 3 号様式（第 6 条関係）

事業実施報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
施 設 種 別 里 親 ・ 施 設 名 施 設 長 名	
対 象 者 氏 名	
生 年 月 日	
実 施 期 間	
対 象 者 の 状 況	
実施した事業内容	
備考	